

証券コード 8369
2021年6月1日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地



第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

当行は、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止対策が必要な状況であることに鑑み、昨年に続き規模を縮小して開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主さまの安全を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますよう、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
当行本店7階ホール |

本年の会場は、新型コロナウイルス感染防止対策として、間隔を拡げて座席を設置いたしますので、昨年同様大幅に座席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても、満席となりました場合は、会場への入場を制限させていただくことがございます。
また、お土産の配付はいたしませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第118期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
2. 第118期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役8名選任の件

第3号議案

監査役3名選任の件

第4号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

別紙の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を2021年6月28日(月曜日)午後5時までにご入力ください。

なお、議決権行使サイトをご利用いただく際に発生する費用(インターネット接続料金、通信事業者への通信料金等)は、株主さまのご負担となります。

[重複行使の取り扱い]

議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットで議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以上

- 〇当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
- ①事業報告の「当行の現況に関する事項」のうち「営業所等の状況」、「その他銀行の現況に関する重要な事項」ならびに「当行の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」および「会計参与に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 〇株主総会参考書類第2号議案の取締役候補者8名および第3号議案の監査役候補者3名の詳細（略歴、顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。
- 〇当行ウェブサイトのアドレスは次のとおりです。
<https://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html>

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図るため、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。なお、昨年12月に中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は1株につき60円となります。

また、その他の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化を図るため、次のとおり別途積立金を積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金30円 総額 2,268,190,770円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 10,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 10,000,000,000円

(参考) 株主還元の基本方針

配当性向	安定配当を基本としつつ 当期純利益に対する配当性向30%を目安とする
(当年度の配当性向)	(30%)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会出席状況	専門性				
				企業経営	金融	財務会計・経済	IT・システム	
再任 1	どい のぶ ひろ 土井 伸 宏	男性	取締役頭取	12/13回 (92%)	○	○		
再任 2	あ なみ まさ や 阿南 雅 哉	男性	専務取締役	13/13回 (100%)	○	○		
再任 3	いわ はし とし ろう 岩橋 俊 郎	男性	常務取締役	13/13回 (100%)	○	○		
再任 4	やす い みき や 安井 幹 也	男性	常務取締役	13/13回 (100%)	○	○		
再任 5	はた ひろ ゆき 幡 宏 幸	男性	常務取締役	13/13回 (100%)	○	○		
再任 6	お た ぎり じゅん こ 小田切 純 子	社外 独立 女性	取締役 (社外取締役)	12/13回 (92%)			○	
再任 7	おお やぶ ち ほ 大 藪 千 穂	社外 独立 女性	取締役 (社外取締役)	10/10回 (100%)			○	
新任 8	うえ き えい じ 植 木 英 次	社外 独立 男性			○			○

※上記一覧は候補者の全ての知見を表すものではありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	どい のぶ ひろ 土井 伸 宏 (1956年4月25日生)	1980年4月 当行入行 2007年6月 同 取締役人事部長 2008年6月 同 常務取締役 2010年6月 同 常務取締役本店営業部長 2012年6月 同 常務取締役 2015年6月 同 取締役頭取(現職)	7,200株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
2	あ なみ まさ や 阿南 雅 哉 (1962年3月27日生)	1985年4月 当行入行 2012年6月 同 取締役法人部長 2013年4月 同 取締役営業支援部長 2015年6月 同 常務取締役 2017年6月 同 専務取締役営業本部長 2020年6月 同 専務取締役(現職) 営業本部担当	4,600株
		【取締役候補者とした理由】 営業部門の部店長を務めた後、営業部門の担当役員を歴任し、2017年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
3	いわ へし とし ろう 岩橋 俊 郎 (1961年12月12日生)	1986年4月 当行入行 2014年6月 同 取締役三条支店長 2015年6月 同 取締役融資審査部長 2016年6月 同 常務取締役本店営業部長 2018年6月 同 常務取締役(現職) 市場金融部、秘書室、人事総務部、金融大学校担当	4,600株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、融資審査部門の部店長を歴任し、2016年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
4	やす い みき や 安井 幹 也 (1965年2月8日生)	1987年4月 当行入行 2015年6月 同 執行役員(人事部長委嘱) 2017年6月 同 取締役 2018年6月 同 常務取締役本店営業部長(現職)	3,760株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
5	はた ひろ ゆき 幡 宏 幸 (1963年4月16日生)	1987年4月 当行入行 2016年6月 同 執行役員 (リスク統轄部長委嘱) 2017年2月 同 執行役員 (生産性革新本部事務局長委嘱) 2018年6月 同 取締役生産性革新本部事務局長 2019年6月 同 常務取締役 (現職) イノベーション・デジタル戦略部、事務統轄部、業務サポート部、システム部担当	4,940株
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部店長を歴任し、2019年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
6	おたぎり じゅん こ 小田切 純 子 (1952年6月24日生)	1987年4月 滋賀大学 経済短期大学部助教授 1993年4月 同 経済学部助教授 1998年4月 同 経済学部教授 2017年6月 当行取締役 (現職) 2018年4月 滋賀大学 名誉教授 (現職)	1,300株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 2017年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。原価計算 管理会計を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者として選任しております。選任後は大学の名誉教授としての専門的な知見を活かし、社外取締役としての独立的な立場から、有益な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の社外取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			
7	おお やぶ ち ほ 大 敷 千 穂 (1962年3月15日生)	1994年4月 岐阜大学 教育学部助教授 2010年4月 同 教育学部教授 (現職) 2019年4月 兵庫教育大学 大学院教授 (現職) 2020年6月 当行取締役 (現職) 2021年4月 岐阜大学 副学長 (現職)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 2020年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者として選任しております。選任後は大学教授としての専門的な知見を活かし、社外取締役としての独立的な立場から、有益な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の社外取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
※8	うえ き えい じ 植 木 英 次 (1958年6月18日生)	1981年4月 日本電信電話公社(現:日本電信電話株式会社)入社 2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員 2013年6月 同 取締役執行役員 2014年6月 同 取締役常務執行役員 2016年6月 同 代表取締役常務執行役員 2017年6月 同 代表取締役副社長執行役員 2018年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社 代表取締役社長(現職) <重要な兼職の状況> エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社 代表取締役社長	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて要職を歴任し、現在はエヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社の代表取締役社長を務めております。経営者としての豊富な経験とシステム分野の専門的かつ幅広い知見を当行の経営に活かしていただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は会社経営者としての経験やシステム分野の知見を活かし、経営全般において監督機能を発揮していただくことや有益な助言をいただくことを期待しております。			

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
 - 小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、小田切純子氏は4年、大藪千穂氏は1年となります。なお、小田切純子氏の戸籍上の氏名は林純子氏であります。
 - 植木英次氏は、2018年6月まで、当行の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。
 - 責任限定契約の締結
当行は、小田切純子、大藪千穂の両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、植木英次氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 役員等賠償責任保険契約の内容
当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。
 - 独立役員の出
小田切純子、大藪千穂の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、植木英次氏の選任が承認された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 - 取締役候補者8名の詳細(略歴・顔写真等)については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役濱岸嘉彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役佐藤信昭、石橋正紀の両氏は、任期途中でありますが、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新任監査役候補者中務裕之、田中素子の両氏は、辞任する監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名					現在の当行における地位
新任 1	あん 安	どう 藤	ひろ 浩	ゆき 行	男性	執行役員 (秘書室長委嘱)
新任 2	なか 中	つかさ 務	ひろ 裕	ゆき 之	社外 独立 男性	
新任 3	た 田	なか 中	もと 素	こ 子	社外 独立 女性	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
※1	あん どう ひる ゆき 安藤 浩行 (1962年12月21日生)	1985年 4月 当行入行 2012年 6月 同 事務部長 2015年 6月 同 執行役員 (事務部長委嘱) 2016年 6月 同 執行役員 (総務部長委嘱) 2017年 6月 同 執行役員 (秘書室長委嘱) (現職)	2,100株
【監査役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、事務・システム部門の部店長を歴任し、2015年から執行役員を務める等、豊富な経験を有しております。銀行の経営について、客観的、中立的な監査を遂行することができる知識および経験を有することから監査役候補者として選任しております。			
※2	なか つかさ ひろ ゆき 中務 裕之 (1957年12月21日生)	1984年 9月 公認会計士登録 1988年10月 税理士登録 1989年11月 中務公認会計士・税理士事務所設立、同事務所代表 (現職) 2007年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長 2007年 7月 日本公認会計士協会副会長 2009年 6月 株式会社大阪証券取引所社外監査役 2012年 2月 フルサト工業株式会社社外監査役 2013年 1月 株式会社日本取引所グループ社外取締役 2015年 6月 日本合成化学工業株式会社社外監査役 2015年 6月 フルサト工業株式会社社外取締役 (現職) <重要な兼職の状況> フルサト工業株式会社社外取締役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、その経験および幅広い知見により当行の経営について客観的、中立的な監査を遂行できるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
※ 3	たなかもとこ 田中素子 (1958年4月22日生)	1988年4月 検事任官 2015年7月 松江地方検察庁検事正 2016年9月 最高検察庁検事 2017年7月 水戸地方検察庁検事正 2018年2月 京都地方検察庁検事正 2019年7月 神戸地方検察庁検事正 2020年11月 弁護士登録(大阪弁護士会) 片山・平泉法律事務所 客員弁護士(現職)	0株
【社外監査役候補者とした理由】長年にわたる検察官としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見から当行の経営について客観的、中立的な監査を遂行できるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。			

- (注)
- ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
 - 中務裕之、田中素子の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 - 責任限定契約の締結
当行は、本総会において中務裕之、田中素子の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。
 - 役員等賠償責任保険契約の内容
当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。全ての監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。
 - 独立役員への届出
中務裕之、田中素子の両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 監査役候補者3名の詳細(略歴・顔写真等)については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

当行の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第103期定時株主総会および2008年6月27日開催の第105期定時株主総会において、「基本報酬」および「役員賞与」は年額600百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、「株式報酬型ストックオプション」報酬枠は年額150百万円以内とご承認をいただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、上記の「株式報酬型ストックオプション」としての新株予約権による報酬に代えて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

第2号議案が原案どおり承認されますと、本議案に基づく制度が適用される対象取締役の員数は5人となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当行の普通株式の総数は年27,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、発行または処分をされる当行の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同

日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当行の普通株式の発行または処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当行の取締役または執行役員いずれの地位も退任する日までの期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約に基づいて割り当てられた株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)ものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当行は、対象取締役が当行の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」といいます。)中、継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、当該対象取締役が、死亡その他当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(3) 当行の取締役会が正当と認める理由以外の理由による退任時の取り扱い

対象取締役が役務提供期間中に、当行の取締役会が正当と認める理由以外の理由により上記(1)に定める地位を退任した場合には、当行は、本割当株式の全部について当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当行は譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会)で承認された場合には、当行の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につい

て、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものいたします。

本議案に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の支給は、対象取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの一層の価値共有を進めることを目的としております。

当行は2021年2月26日開催の取締役会において「取締役の個人別報酬の決定方針」を定めており、その概要は事業報告28頁に記載の通りであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内としていること、および本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は、本議案による上限数を発行した場合でも0.04%（10年間に亘り上限数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.36%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬の支給は相当なものであると判断しております。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当行の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

【ご参考】 取締役の個人別報酬の決定方針について

第4号議案が原案通り承認可決された場合の当行の「取締役の個人別報酬の決定方針」は、以下の通りです。

1. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献度等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成する。

社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとする。

なお、監査役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとする。

2. 金銭報酬の個人別の報酬額決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、役位・職責等に応じて、当行の業績・他行水準・従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

「役員賞与」は、具体的な指標は定めず、単年度の利益水準や、業績への貢献度等に応じて決定し、毎年一定の時期に支給する。

なお、取締役の「基本報酬」および「役員賞与」は年額600百万円以内とする（2006年6月第103期定時株主総会承認）。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は「譲渡制限付株式報酬」とし、役位・職責等に応じて、当行の業績や企業価値の向上を図るインセンティブ等を総合的に勘案して決定し、毎年一定の時期に支給する。

「譲渡制限付株式報酬」は年額150百万円以内とし、発行または処分をされる当行の普通株式の総数は年27,000株以内とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績への貢献度等を踏まえた賞与の評価配分、および譲渡制限付株式の各人別割当株数とする。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定するものとする。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で記録的落ち込みからスタートし、財政・金融政策の総動員による下支えもあり緩やかに回復しましたが、一年を通じて感染収束の見通しが立たず厳しい状況が続きました。この間、巣ごもり需要や消費喚起策の効果で一部の個人消費が増加したほか、世界経済の回復に伴い輸出が堅調に推移しました。また雇用・所得環境の悪化は、政策効果で抑制されました。しかし後半は、企業業績の二極化が次第に浮き彫りになる中、感染再拡大や米中摩擦の影響が懸念されるなど、先行き不透明感が増す中で期を終えることとなりました。

事業の経過及び成果

経営戦略

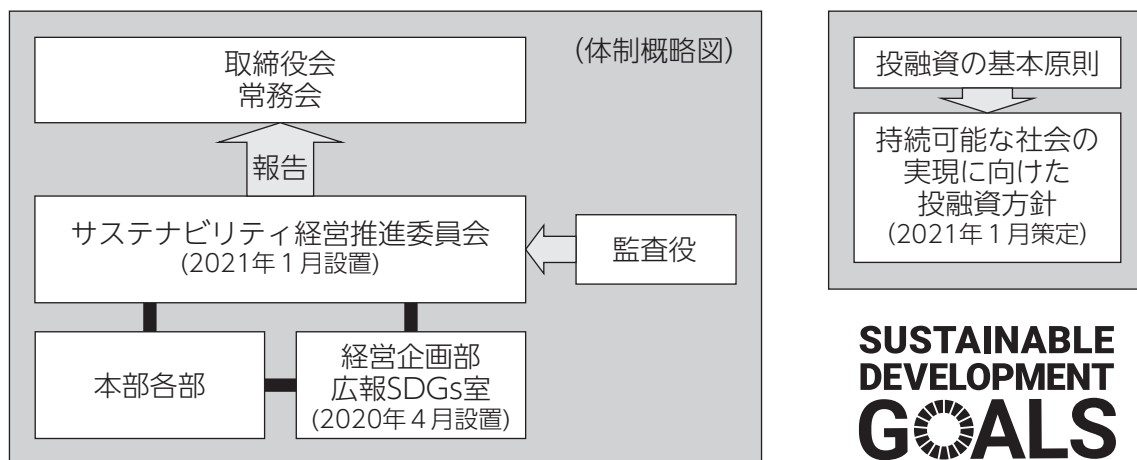
このような環境のもと、第7次中期経営計画「Phase Change 2020」(2020年度～2022年度)に基づき、4つのメインテーマのもとで諸施策を進めるとともに、サステナビリティ経営の推進により、国際目標「SDGs」の達成にも貢献してまいります。

第7次中期経営計画のメインテーマ

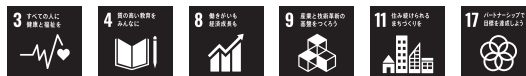
- 事業領域を銀行業から総合金融ソリューション業へ
- 対面サービスとデジタルサービスのベストミックス
- 従業員が成長し活躍できる更に充実した環境の整備
- 専門人材・多様な人材の育成・確保

サステナビリティ経営推進のための体制整備

サステナビリティ経営への対応強化のため、以下のような体制整備を行いました。



事業領域を銀行業から総合金融ソリューション業へ



コンサルティング機能のさらなる発揮を目指し、お客さまへの課題解決型営業の完全定着に取り組んでおります。

【法人・個人事業主のお客さまへの取り組み】

昨年4月にお客さまの求人ニーズに応じる「人材紹介業務」を開始し、同年6月には内閣府の「先導的人材マッチング事業」の間接補助事業者に採択されました。また、「京銀未来ファンド」を活用した初めてのマネジメント・バイアウト（MBO）（※）の支援など、さまざまな取り組みを行っております。

（※）M&A手法の一つで、会社の経営陣が金融支援を受け、自ら自社の株式等を買取り、経営権を取得すること。

時期	主な取組内容
2020年4月	「人材紹介業務」の開始
5月	「京銀SDGs私募債『医療にエール』」の取扱開始
11月	「豪雨災害時元本免除特約付き融資」の取扱開始（関西の地域金融機関初）
2021年3月	事業承継ファンド「京銀ネクストファンド」を設立

【個人のお客さまへの取り組み】

昨年7月より、資産運用等に関する情報提供をWEBで行う「京都銀行WEBセミナー」を開始いたしました。また、本年1月に関西の金融機関では初めての、お客さまが商品を通じてSDGs関連事業への寄付ができる「ESG投資ファンド」の取り扱いなどを開始いたしました。

時期	主な取組内容
2020年7月	「京都銀行WEBセミナー」の開催開始
10月	「京都銀行カードローン<ダイレクト>」の取扱開始
2021年1月	投資信託「ESG投資ファンド」の取扱開始（関西の金融機関初）

【地域社会への取り組み】

昨年8月に福知山市とPPP（※）に特化した協定としては関西の地方銀行初となる「公民連携促進に関する協定」を締結し、この協定により民間企業による遊休公共資産の活用を推進する「福知山市『廃校』マッチングバスツアー」を開催いたしました。その他、地方公共団体との連携協定の締結や地域の課題解決に取り組むファンドの設立などの取り組みを行っております。

（※）公共施設等の建設、運営等を行政と民間が連携して行うことで、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

時期	主な取組内容
2020年8月	福知山市と「公民連携促進に関する協定」を締結
10月～11月	「福知山市『廃校』マッチングバスツアー」を開催
12月	「精華町『キャンピングオフィス体験ワークショップ』」を開催
2021年1月	「OUVC2号ファンド」「イノベーション京都2021ファンド」へ出資 「京銀まちづくりファンド」を設立
2月	京都大学イノベーションキャピタル株式会社と「大学発スタートアップ支援強化に向けた連携協定」を締結
3月	京都市と「SDGsの推進に関する連携協定」を締結 「地域づくり京ファンド」を設立

対面サービスとデジタルサービスのベストミックス



対面サービスとデジタルサービスを組み合わせることで、お客さまとの接点最大化と充実したサービスの実現に取り組んでおります。

対面サービスの提供では、営業エリアにおいて最適な拠点ネットワークを構築するべく、お客さまのさまざまなニーズに応じた専門拠点や休日営業拠点を新設いたしました。また、マーケットに応じた人員の戦略的な配置を目的として、地域グループ営業体制の導入拡大や

店舗内店舗（一つの建物内で複数の店舗が営業を行う方式）による移転の実施（3か店）など、コンサルティング営業の充実と店舗運営の効率化を図りました。

なお、当期末の店舗数は174か店（うち店舗内店舗4、出張所6）となっております。

<新設拠点>

実施時期	形態	拠点
2020年9月	法人オフィス (法人特化拠点)	八尾支店 平野法人オフィス (大阪市平野区) 神戸支店 明石法人オフィス (兵庫県明石市)
	ローン営業部 (住宅ローン専担拠点)	京都南ローン営業部 (京都府宇治市) 兵庫ローン営業部 (兵庫県伊丹市)
	土曜ご相談プラザ (休日営業拠点)	高槻支店 (大阪府高槻市)

デジタルサービスの提供では、昨年6月に地域企業の成長支援プラットフォーム「京銀 Big Advance」の運用を開始いたしました。また、昨年12月には「デジタルコネクト（すべてのお客さまとデジタルで繋がる）」の実現に向けた事業者向けサービス「京銀ビジネスポータルサイト」の運用を開始するなど、デジタル技術の活用・デジタルサービスの充実に取り組みました。

時期	主な取組内容
2020年4月	WEBによる創業相談受付を開始
6月	「京銀 Big Advance」の運用開始
	電子署名を用いた「京銀電子契約サービス」の取扱開始（関西の地域金融機関初）
12月	「京銀ビジネスポータルサイト」の運用開始

従業員が成長し活躍できる更に充実した環境の整備

従業員の働き方改革を引き続き推進するとともに、女性が一層活躍する企業を目指し、①上位職へのチャレンジ、②活躍領域拡大へのチャレンジ、③育児休業からの早期職場復帰支援をテーマにさまざまな施策を実施しております。





専門人材・多様な人材の育成・確保

「お客さまの満足度向上」と「従業員の満足度向上」の好循環を促進するため、リモート研修や学習教材の配信などを積極的に活用し、高いコンサルティング能力、すなわち「強み」を持った人材の育成に取り組んでおります。



新型コロナウイルス感染症による影響への取り組み

昨年6月、本部組織を横断した「コロナサポートチーム」を組成し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられるお客さまへの課題解決サポートを中心とした、さまざまな施策に取り組んでおります。

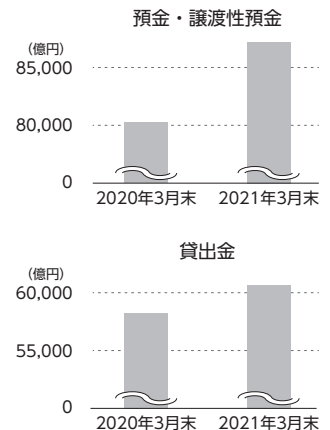
主な施策

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子無保証料型融資）」や条件変更などによる金融支援
- 「近畿中部広域復興支援ファンド」へ出資
- ショッピング時に使用できる「地域応援クーポン」発行による販促支援
- 購入型クラウドファンディングによる販促支援
- コロナ禍における企業活動の事例を集約・公開
- 事業者に向けた情報提供サイトの開設

主要勘定の状況

預金および譲渡性預金は、法人・個人預金ともに大きく増加した結果、期中6,902億円増加して、当期末残高は8兆7,169億円となりました。

貸出金は、コロナ禍における資金繰り支援に積極的に取り組んだ結果、中小企業向け貸出金が大きく増加し、期中2,407億円増加して、当期末残高は6兆692億円と初めて6兆円を突破いたしました。



有価証券は市場動向を注視しつつ、適切な運用に努めました結果、期中3,620億円増加して、当期末残高は3兆2,329億円、時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中4,386億円増加して、当期末現在で1兆232億円となっております。

政策保有株式は、保有に伴う便益や資本コスト等に基づく保有意義の検証を行っております。政策保有上場株式の当期末残高は1兆1,619億円、保有銘柄数は期中5銘柄減少し149銘柄となりました。

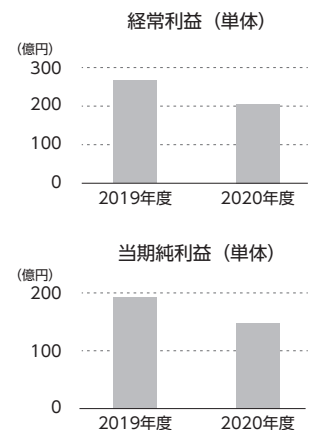
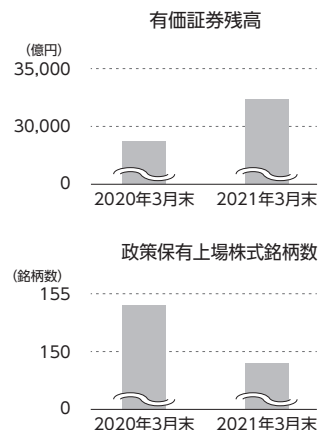
収益の状況

銀行の本業利益を表す実質業務純益は、国内貸出金利息や有価証券利息配当金の増加、経費の削減などにより、前年度比36億25百万円増加いたしました。しかしながら、経常利益は信用コストが大きく増加したことが影響し、前年度比60億8百万円減少して206億25百万円となり、当期純利益は前年度比42億81百万円減少して148億78百万円となりました。

なお、連結経常利益は237億65百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は168億60百万円となりました。

当行の対処すべき課題

わが国では、昨年以降、新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済の状況が一変し、この間、当行では厳しい経営環境に直面するお客さまに対する円滑な金融支援に全力で取り組んでまいりましたが、いまなお先行きの見通しには不透明感が残っています。第7次中期経営計画「Phase Change 2020」（3か年）の折り返しとなる2021年度については、引き続きコロナ禍での諸対応をはじめ、以下の事項に重点を置いた取り組みを進めてまいります。



【新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応】

新型コロナウイルス感染症は、すでに地域社会・経済に大きな影響を及ぼしていますが、今後さらに長期化・拡大した場合には影響の深刻度が一層増していくことが懸念されます。当行は、お客さまと、従業員とその家族の安全と健康の確保を最優先に、関係機関と連携して感染拡大の抑止に努めてまいりますとともに、地域経済や社会機能の維持のために業務を継続し、お客さまの資金決済や事業資金のご支援にとどまらず、本業のご支援を含めた必要なサポートに取り組み、地域金融機関として経済活動をしっかりと下支えしてまいります。

【コンサルティング業務の強化とデジタルサービスの推進】

当行の特長の一つである広域ネットワークを活用した、事業者の事業承継やM&A、販路拡大等のためのビジネスマッチングのほか、個人のライフステージにそった証券・信託サービスなど、お客さまが抱える課題に対して付加価値の高いコンサルティング業務になお一層取り組んでまいります。また社会のデジタル化が急速に進展する中、デジタルサービスについても事業者向け・個人向けともに拡充・推進し、対面サービスとのベストミックスを実現してまいります。

【サステナビリティ経営の実践】

本年1月に設置したサステナビリティ経営推進委員会を通じて、社会的課題・環境問題の解決をはじめSDGsやESG関連の取り組みを強化するなどサステナビリティ関連諸課題への対応を進めてまいります。同時に株主のみなさまとの建設的対話を継続して経営の効率性向上と健全性維持の両立を図りながら、長期持続的に企業価値の向上に努めることで、幅広いステークホルダーのみなさまのご期待に応え、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	6,888,137	7,092,102	7,123,494	7,996,106
	定期性預金	2,501,291	2,365,654	2,200,091	2,105,539
	その他	4,386,846	4,726,448	4,923,402	5,890,567
貸	出	5,274,185	5,487,531	5,828,449	6,069,212
	個人向け	1,526,246	1,593,897	1,628,561	1,644,673
	中小企業向け	2,008,879	2,077,978	2,156,775	2,369,057
	その他	1,739,060	1,815,656	2,043,113	2,055,481
	商品有価証券	125	145	196	175
	有価証券	3,081,118	2,921,059	2,870,856	3,232,904
	国債	566,556	509,855	383,285	376,091
	その他	2,514,562	2,411,204	2,487,570	2,856,812
総	資産	9,467,206	9,653,833	10,065,875	12,256,073
	内国為替取扱高	37,843,023	39,892,534	39,905,844	35,611,713
	外国為替取扱高	百万ドル 16,847	百万ドル 19,570	百万ドル 18,345	百万ドル 25,374
	経常利益	24,338	42,454	26,634	20,625
	当期純利益	18,356	30,029	19,159	14,878
	1株当たり当期純利益	円 銭 243.09	円 銭 397.69	円 銭 253.62	円 銭 196.81
	信託財産	—	517	3,178	4,170
	信託報酬	—	3	17	12

(参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度		
経	常	収	益	110,232	133,539	113,823	108,156
経	常	利	益	26,931	45,184	29,232	23,765
親会社株主に帰属する当期純利益		19,323	31,681	20,383	16,860		
純	資	産	額	932,365	850,934	834,987	1,168,153
総	資	産		9,478,592	9,665,127	10,078,463	12,273,908

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,430人
平 均 年 齢	38年0月
平 均 勤 続 年 数	13年5月
平 均 給 与 月 額	371千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,900
---------------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗等の移転・改修 (3か所)	301

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(5) 重要な子会社等の状況

会社名 (所在地)	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
烏丸商事株式会社 (京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地)	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 あっせん業務	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証サービス株式会社 (京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地)	信用保証業務	30	100.00	—
京銀リース・キャピタル株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	リース業務、投資業務	100	50.00	(注) 3
京都クレジットサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
京銀カードサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
株式会社京都総合経済研究所 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	経済調査・研究業務、 経営相談業務	30	100.00	—
京銀証券株式会社 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	証券業務	3,000	100.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。
4. 上記のほか、持分法適用の関連法人が1社あります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、取引先企業とデータ伝送により総合振込・口座振替・入出金取引明細等の各種データを授受するサービス、CNSと提携するコンビニエンスストア店舗等で取引先企業・地方公共団体等に代わって代金を回収し回収結果をデータで提供するサービス、インターネットで口座振替の登録を行うサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

(6) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
土 井 伸 宏	取締役頭取（代表取締役）		
人 見 浩 司	専務取締役（代表取締役） リスク統轄部、公務・地域連携部、 国際営業部、海外駐在員事務所、監査部担当		
阿 南 雅 哉	専務取締役（代表取締役） 営業本部担当		
岩 橋 俊 郎	常務取締役 市場金融部、秘書室、人事総務部、金融大学校担当		
安 井 幹 也	常務取締役 本店営業部長		
幡 宏 幸	常務取締役 イノベーション・デジタル戦略部、 事務統轄部、業務サポート部、システム部担当		
小石原 範 和	取締役（社外取締役）		
小田切 純 子	取締役（社外取締役）		
大 藪 千 穂	取締役（社外取締役）		
濱 岸 嘉 彦	常任監査役（常勤）		
仲 雅 彦	常任監査役（常勤）		
佐 藤 信 昭	監査役（社外監査役）		
石 橋 正 紀	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 取締役小石原範和氏、取締役小田切純子氏、取締役大藪千穂氏、監査役佐藤信昭氏および監査役石橋正紀氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役小田切純子氏は、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別報酬の決定方針（以下、「決定方針」という）は、指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献度等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「株式報酬型ストックオプション」により構成しております。

なお、社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

また、監査役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬		非金銭報酬等
			基本報酬	役員賞与	
取 締 役	10名	338	227	56	53
監 査 役	4名	61	61	—	—
計	14名	399	289	56	53

(注) 1. 上記非金銭報酬等は「株式報酬型ストックオプション」であり、役位・職責等に応じて、当行の業績や企業価値の向上を図るインセンティブ等を総合的に勘案して決定し、毎年一定の時期に支給することとしております。当事業年度における当該株式報酬型ストックオプションの内容は、次のとおりであります。

- ・新株予約権の割当日 2020年7月30日
- ・新株予約権の数 683個
- ・目的となる株式の種類及び数 当行普通株式13,660株
- ・新株予約権の行使期間 2020年7月31日から2050年7月30日まで
- ・権利行使価額（1株当たり） 1円
- ・権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は該当ありません。
3. 支給人数には、2020年6月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の「基本報酬」及び「役員賞与」は年額600百万円以内として2006年6月29日開催の第103期定時株主総会（終結時の取締役の員数15名、監査役の員数4名）にて、「株式報酬型ストックオプション」は年額150百万円以内、「監査役報酬」は年額100百万円以内として2008年6月27日開催の第105期定時株主総会（終結時の取締役の員数12名、監査役の員数4名）にて、それぞれご承認いただいております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2020年6月26日開催の取締役会において、代表取締役頭取土井伸宏、代表取締役専務人見浩司および代表取締役専務阿南雅哉に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績への貢献度を踏まえた賞与の評価配分、および新株予約権の各人別割当個数の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得ており、当該答申の内容に従って決定しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小石原 範 和	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
小田切 純 子	
大 藪 千 穂	
佐 藤 信 昭	
石 橋 正 紀	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

2021年3月1日から2021年3月31日までに締結した役員等賠償責任保険契約は、該当ありません。

ただし、2021年7月7日に以下の保険契約を更新契約する予定となっております。

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役、執行役員であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職は、該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
小石原 範 和	5年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員長として、同委員会の議案審議のプロセスにおいて主導的役割を果たし積極的に意見を述べております。
小田切 純 子	3年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
大 藪 千 穂	9か月	就任後開催の取締役会10回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
佐 藤 信 昭	5年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会13回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
石 橋 正 紀	5年9か月	当期開催の取締役会13回のうち9回及び監査役会13回のうち11回に出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5名	33

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 200,000千株
発行済株式の総数 75,840千株
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 8,376名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,945 千株	6.54 %
日本生命保険相互会社	3,033	4.01
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,566	3.39
東京海上日動火災保険株式会社	2,537	3.35
明治安田生命保険相互会社	2,500	3.30
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,996	2.64
京セラ株式会社	1,596	2.11
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,588	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	1,528	2.02
住友生命保険相互会社	1,318	1.74

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (234千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度において、役員に対して当行が交付した株式は、該当ありません。

5. その他

該当ありません。

第118期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	金	額
経常収益	76,810	98,086
利息配当金	44,802	
受取利息	30,784	
引当金	368	
証券の売却	75	
有価証券の売却	779	
その他	12	
経常費用	15,544	
営業費用	4,618	
販売費	10,926	
その他	3,096	
減価償却費	943	
消耗品費	2	
雑費	2,150	
その他	0	
経常費用	2,622	
その他	2,159	
その他	32	
その他	430	
経常利益	4,345	77,461
利息配当金	1,727	
受取利息	26	
引当金	△ 72	
証券の売却	258	
有価証券の売却	232	
その他	2,140	
その他	31	
経常費用	5,849	
販売費	835	
その他	5,014	
減価償却費	1,706	
消耗品費	1,425	
雑費	15	
その他	264	
経常費用	54,692	
その他	10,866	
その他	8,434	
その他	697	
その他	2	
その他	7	
その他	1,724	
経常利益	20,625	20,625
経常利益	0	0
経常利益	699	699
経常利益	19,925	19,925
経常利益	7,250	7,250
経常利益	△ 2,203	△ 2,203
経常利益	5,047	5,047
経常利益	14,878	14,878

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,606,209	預 金	7,989,599
コールローン及び買入手形	194,649	譲 渡 性 預 金	698,363
買入金銭債権	13,233	コールマネー及び売渡手形	459,000
商品有価証券	175	債券貸借取引受入担保金	429,312
金銭の信託	13,093	借 用 金	1,108,636
有 価 証 券	3,230,019	外 国 為 替	162
貸 出 金	6,059,467	信 託 勘 定 借	4,170
外 国 為 替	6,986	そ の 他 負 債	82,750
リース債権及びリース投資資産	12,773	退職給付に係る負債	28,647
そ の 他 資 産	71,034	睡眠預金払戻損失引当金	412
有形固定資産	75,889	偶発損失引当金	919
建 物	26,517	特別法上の引当金	0
土 地	43,619	繰 延 税 金 負 債	288,678
建設仮勘定	2,440	支 払 承 諾	15,101
その他の有形固定資産	3,312	負 債 の 部 合 計	11,105,754
無形固定資産	2,850	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,545	資 本 金	42,103
その他の無形固定資産	305	資 本 剰 余 金	34,190
繰延税金資産	1,074	利 益 剰 余 金	388,575
再評価に係る繰延税金資産	58	自 己 株 式	△ 1,279
支払承諾見返	15,101	株 主 資 本 合 計	463,590
貸倒引当金	△ 28,709	その他有価証券評価差額金	711,922
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 7,747
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 132
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,261
		その他の包括利益累計額合計	701,781
		新 株 予 約 権	356
		非 支 配 株 主 持 分	2,424
		純 資 産 の 部 合 計	1,168,153
資産の部合計	12,273,908	負債及び純資産の部合計	12,273,908

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社 京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 新 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田 晶代 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社 京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 新 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田 晶代 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役（常勤） 濱 岸 嘉 彦 ㊟

監査役（常勤） 仲 雅 彦 ㊟

監 査 役 佐 藤 信 昭 ㊟

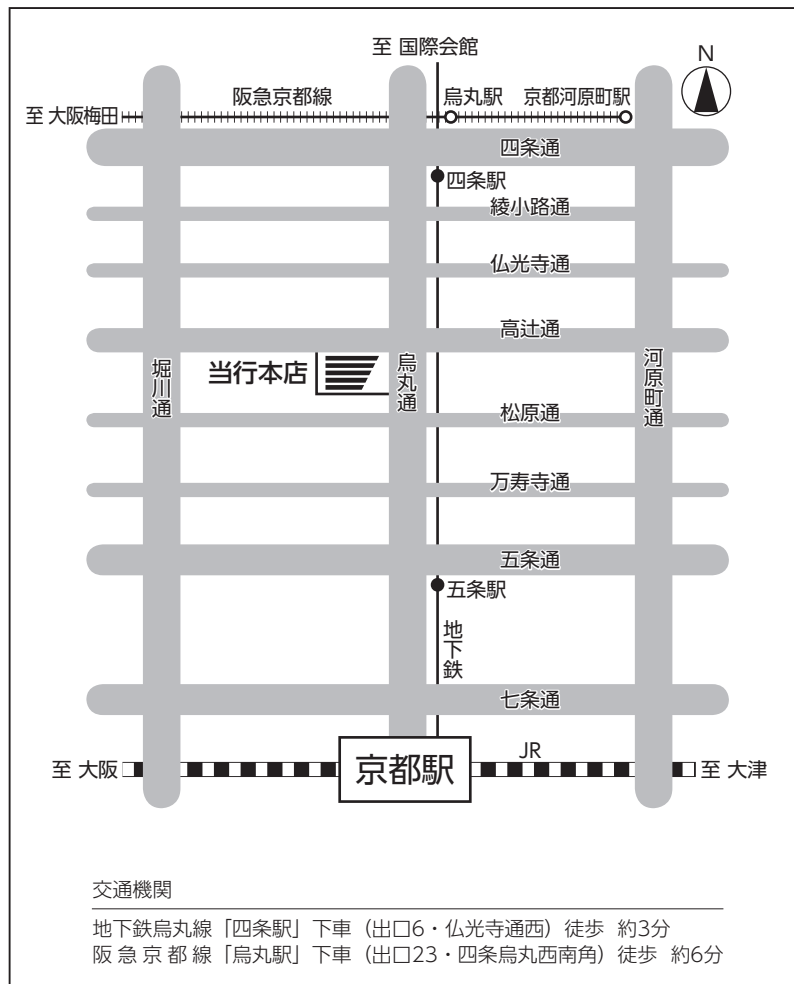
監 査 役 石 橋 正 紀 ㊟

(注) 監査役佐藤信昭及び監査役石橋正紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主さまの議決権は、書面またはインターネットにより行使することができますので、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主さまの安全を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
また、お土産の配付はいたしませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。